

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく
湧別川ほか
減災に関する取組方針

平成 28 年 8 月 1 日

平成 29 年 6 月 29 日 改正

平成 30 年 6 月 26 日 改正

湧別川ほか 減災対策協議会

(湧別町、遠軽町、網走地方気象台、陸上自衛隊第 25 普通科連隊、
北海道警察北見方面本部、遠軽地区広域組合消防本部、北海道電力(株)
旭川水力センター、北海道オホーツク総合振興局、網走開発建設部)

改正履歴

版数	発行日	改正履歴
第1版	平成28年8月1日	初版作成 (国管理河川における減災の取組方針)
第2版	平成29年6月29日	水防法第15条の9及び10に基づく大規模氾濫減災協議会として協議会を設置 (法定協議会へ移行) 北海道の管理河川も含めた減災の取組方針に改正
第3版	平成30年6月26日	湧別川ほかにおける減災の取組方針の改正

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。また、平成 28 年 8 月には、1 週間に 3 つの台風が北海道に上陸し、その 1 週間後に再び台風が接近するという、かつてない気象状況となり、管内の常呂川水系や石狩川水系空知川及び十勝川水系札内川の堤防が決壊するなど、道内の各河川で、記録的な大雨による被害が発生した。

今後、気候変動の影響により、水害などが頻発化し、施設の能力を上回る洪水の発生頻度が全国的に高まることが懸念されている。

このような災害を繰り返さないために、地域住民の安全安心を担う湧別町及び遠軽町と、北海道オホーツク総合振興局（以下、「振興局」という。）、網走地方気象台（以下、「気象台」という。）、陸上自衛隊第 25 普通科連隊（以下、「自衛隊」という。）、北海道警察北見方面本部（以下、「北海道警察」という。）、遠軽地区広域組合消防本部（以下、「広域組合」という。）、北海道電力（株）旭川水力センター（以下、「北海道電力」という。）及び網走開発建設部（以下、「網走開建」という。）は「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえ、平成 28 年 4 月 26 日に「湧別川減災対策協議会」（以下、「協議会」という。）を設立した。また、「平成 28 年 10 月 7 日「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく都道府県等管理河川での取組について（通知）」に基づき、中小河川等における水防災意識社会の再構築のため、北海道が管理する河川も含め地域一体となって減災の取組を進め、地域の特性を踏まえた減災への取組をさらに加速させることとした。

協議会では、湧別川のほか北海道の管理する河川の地形的特徴や洪水による被害実績・被害想定を踏まえ、大規模な洪水に対する地域の課題を抽出するとともに、関係機関による減災のための取組状況の情報共有を行い、今後の取組内容をとりまとめた。

以下に、氾濫時に想定される主な特徴を記載する。

- 湧別川は全国有数の急流河川であり、洪水時は高速で乱れた流れが発生するため、河岸侵食等により堤防が決壊し、河川沿いの家屋が倒壊・流失するおそれがある。
- 湧別川の下流域にある湧別市街部は低平地のため、氾濫水が拡散しやすい地形で

あり、最大3m程度浸水することにより、近傍で利用可能な避難路及び避難所施設が限定されるおそれがある。

- 湧別川の中上流域では、山間の谷底を流れる中小河川が存在し、大規模洪水時には高速で乱れた流れとなり、橋梁被災等による住民避難の通行の妨げや救助活動、支援受け入れに支障をきたすことが懸念される。
- 湧別川の下流域に合流する生田原川は未整備箇所が多く、河道も狭小なことから洪水時は容易に氾濫するほか、河岸侵食により堤防が決壊し河川沿いの家屋が倒壊・流失するおそれがある。
- 放牧地として利用されている低平地を直線的な河道で流下し、シブノツナイ湖に合流するシブノツナイ川は、流下能力拡大のための河道拡幅整備中であることから、洪水時には周辺農地や幹線道路が冠水するおそれがある。
- 湧別川に流入する中小河川の多くは、堤防等のハード整備に時間をしており、分散する集落や農地などの浸水被害の発生が懸念される。
- 湧別町と遠軽町を結ぶ国道242号が両町市街部の間で通行止めとなることにより、上流域への避難や、傷病者の災害時拠点病院への搬送が困難となるとともに、周辺市町村からの円滑な支援受入を妨げるおそれがある。

これらの課題に対し、協議会においては、避難勧告の発令等を担う町と、河川管理者である道及び国さらには、流域内の防災関係機関が一体となって行う取組について、平成33年度までに『湧別川のほか中小河川を含む地域で発生しうる大規模水害に対し、「高速な洪水流から地域を守る」「迅速・確実な避難を目指す』ことを目標として定め、取組内容をとりまとめた。

取組内容として、河道掘削などの洪水氾濫を未然に防ぐハード対策や、堤防決壊までの時間を少しでも延ばすための堤防天端舗装などの危機管理型ハード対策のほか、洪水を安全に流下させるため、堆積土砂や樹木の除去など、適切な河道の維持管理を図ることに加え、以下の取組を実施する。

- 高速の洪水流による河岸侵食等を早期に把握するため、CCTVカメラ等の観測機器を整備し、監視体制の強化を行い関係機関へ情報提供を行う。また、土地勘や洪水対応の経験の乏しい人員にも分かりやすい巡回マップの作成及び平時の定期的な情報共有等により、侵食状況などの早期把握を図る。
- 避難時間の確保に資する迅速な水防活動を可能とするため、必要な資機材の充実を図るとともに、関係機関と共同して高速の洪水流による河岸侵食発生をシナリオに組み込んだ水防訓練を定期的に実施する。

- 特に下流域の湧別市街部を対象に、想定最大規模も含めた浸水想定区域図等に基づき、避難経路や避難場所の見直しを行い、避難勧告等の発令を判断するための情報や、住民への情報伝達方法及び伝達内容についての町職員向けマニュアルの作成及び地域防災計画の見直しを行う。また、ハザードマップ等を作成・周知し、住民が参加する避難訓練や小中学生対象の出前講座を実施することにより、水災害に対する認識を深めてもらい、自助・共助の意識向上に努める。
- 中小河川において、迅速かつ確実な避難行動を促すために、関係機関と協力し水害リスクの高い箇所の把握を行う。
- 社会経済活動の早期再開に資するべく、既設排水系統を関係機関と共有の上、資機材搬入経路と想定排水箇所を予め設定し、開発局保有の排水ポンプ車等を活用した排水計画を作成するとともに、定期的に訓練を実施する。
- 道管理河川の生田原川は洪水を安全に流下させるため、河道掘削や堤防の整備を実施する。

本資料は、協議会規約第3条に基づきとりまとめたものである。

2. 協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は、以下のとおりである。

参加機関	構成員
湧別町	町長
遠軽町	町長
網走地方気象台	台長
陸上自衛隊第25普通科連隊	連隊長
北海道警察北見方面本部	警備課長
遠軽地区広域組合消防本部	消防長
北海道電力(株)旭川水力センター	センター長
北海道オホーツク総合振興局	局長
網走開発建設部	部長

3. 湧別川のほか中小河川を含む地域の概要と主な課題

■地形的特徴

湧別川は、遠軽町の天狗岳から武利川、生田原川を合わせながら、湧別町においてオホーツク海に注ぐ一級河川である。

以下の特徴を有し、浸水被害が発生すると甚大な被害が想定される。

シブノツナイ川は、紋別市、湧別町にまたがり、湧別町の低山地から低平地を流下しシブノツナイ湖川と合流しシブノツナイ湖に注ぎ、その後、シブノツナイ湖よりオホーツク海に注ぐ二級河川である。

- ①上流域（丸瀬布市街地、白滝市街地）は、山間からの中小河川が合流し、谷底を流れるような地形で、その河床勾配は約1/150～1/180と急であり、川幅も狭い
⇒市街地が谷底平野に広がり、分散する集落が浸水することに加え、洪水時には高速な洪水流が発生しやすく、河岸侵食等により橋梁被災などによる、住民避難の通行の妨げや孤立集落などが懸念される
- ②中流域（遠軽市街地）の河床勾配は約1/250と急であり、川幅も狭い
⇒洪水時には高速な洪水流が発生しやすい地形のため、河岸侵食等により堤防が決壊し、河川沿いの家屋が倒壊・流失することが懸念される
- ③中流域（遠軽市街地）は急勾配で、氾濫水の流下を遮る支川や道路等盛土が少ない
⇒氾濫水が下流側へ流下しやすい地形に加え、氾濫水の到達時間が早く、早期に浸水深が避難困難な水深に達することが懸念される
- ④下流域（湧別市街地）は河床勾配が約1/1,650と緩やかで、堤内地は低平地となっている
⇒氾濫水が拡散しやすい地形のため、氾濫が生じると広範囲に浸水する
⇒中流部と比較すると氾濫水が溜まりやすい地形のため、浸水継続時間が長い
- ⑤生田原川は山間からの中小河川が合流しながら遠軽町生田原市街地を貫流し、特に市街地の下流では未整備区間が多く、その河床勾配は1/115～1/190と急であり、川幅も狭い
⇒容易に氾濫する地形に加え、氾濫水の到達時間が早く、早期に浸水深が避難困難な水深に達することが懸念される
- ⑥シブノツナイ川は河川整備中で川巾の狭い箇所がある
⇒洪水時には水位上昇により、酪農地や幹線道路が冠水することが懸念される

■過去の被害状況と河川改修の状況

湧別川流域では大正4年4月洪水、大正11年8月洪水などにより被害を受け、昭和9年より築堤、捷水路等の治水事業が本格的に行われてきた。

近年では平成10年9月洪水、平成13年9月洪水、平成18年10月洪水、平成28年8月洪水などの大規模洪水が発生している。

これらの洪水により、河口部の無堤区間（旧漁港部分）で外水はん濫が発生し、また、急流河川の特徴である高速の乱れた流れにより河岸や高水敷の洗掘・侵食被害も見られた。特に平成18年10月洪水では開盛地点（基準地点）において戦後最大の流量となっており、遠軽市街中心部において高水敷が大きく洗掘し、堤防の安全性が損なわれる被害が発生している。

平成28年8月洪水では高速の乱れた流れにより遠軽市街地において高水敷が洗掘し、下流域では河岸が侵食される被害が発生している。

これまでの河川改修の進捗によって外水はん濫は減少しているが、湧別市街及び遠軽市街等において内水による被害が発生している。

【国管理河川】

湧別川の国管理河川では、平成22年11月に「湧別川水系河川整備計画」を策定し、対象期間を概ね20年とする河川整備の当面の目標を設定し、主に以下の対策を実施している。

- ・河床勾配が急であり、川幅が狭く洪水時には高速な洪水流が発生するため、河岸侵食や洗掘に対応した堤防の保護対策の実施
- ・湧別川流域に大きな被害をもたらした戦後最大規模の洪水である平成18年10月洪水の流量を安全に流すことを目標とした河道掘削の実施

【道管理河川】

生田原川では、平成23年7月に「湧別川圏域河川整備計画」を策定し、対象期間を概ね20年とする河川整備の当面の目標を設定し、主に以下の対策を実施している。

- ・河床勾配が急であり、川幅が狭く洪水時には高速な洪水流が発生するため、河岸侵食や洗掘に対応した堤防の保護対策の実施
- ・生田原川流域に大きな被害をもたらした平成18年10月洪水を踏まえ河道掘削や築堤の実施

北海道の管理するその他の河川においても洪水を安全に流下させるため、河道整

備等を実施している。

- ・洪水を安全に流下させるため、必要な断面を確保する河道掘削を実施
(生田原川・サナブチ川・シブノツナイ川)

シブノツナイ川水系では、平成23年に『シブノツナイ川水系河川整備計画』を策定し、対象期間を概ね30年とする河川整備に係る当面の目標を設定し、主に以下の対策を実施している。

- ・平成10年9月の既往最大洪水を踏まえ、洪水による災害発生の防止、若しくは軽減を図るため、河道掘削、堤防の整備を実施（シブノツナイ湖）

しかしながら、全ての地点で対策が完了しておらず、平成28年8月洪水では中湧別地点で、氾濫危険水位を超過し複数箇所において河岸侵食が発生しており、今後も堤防被災が懸念される区間がある。また、北海道で管理する中小河川の多くは、堤防等のハード整備に時間を要しており、流下能力が不足している河川があることから、分散する集落や農地などの浸水被害が懸念される。

また、想定しうる最大規模の洪水では、広範囲な浸水被害の発生が想定されている。

■地域の社会経済等の状況

国管理区間における想定最大規模の降雨による浸水想定区域における湧別川中流域（遠軽町）の浸水面積は約5.5km²、人口は約0.7万人で、湧別川下流域（湧別町）の浸水面積は約40.1km²、人口は約0.7万人となり広い範囲で浸水する。

湧別町はホタテや牡蠣等、高級な海の幸の産地であり、遠軽町にはレトルト食品や食肉加工製品の製造・販売を担う工場が存在する。また、日本で生産されるピアノ総数の2／3が、湧別川上流域の丸瀬布で、響板（共鳴板）、鍵盤がつくられているなど、古くから林産業の関わりが深い。

湧別川を中心とした地域には、網走から稚内に至る国道238号、北見から佐呂間、旭川方面に通じる国道333号、遠軽から帯広に通じる国道242号、道央圏とオホーツク圏を結ぶJR石北本線が通り、オホーツク地方と道央圏の物流を支える交通網が存在する。

また、国管理河川における想定最大規模の降雨による浸水想定区域内には、上記の交通網に加え、学校などの教育施設、病院などの災害時要配慮者利用施設などが点在する。

このような状況から、湧別川のほか中小河川を含む地域に暮らす人々の命を守る避難行動への対応や、道路機能の早期回復等による地域経済への影響を軽減させるための取組が必要である。

■大規模な洪水発生時に想定される被害の特徴

大規模な洪水が発生した場合、湧別川のほか中小河川を含む地域で想定される被害の特徴は以下の通りである。

①中上流域（遠軽市街地、丸瀬布市街地、白滝市街地）

- ・高速な洪水流が発生しやすい地形のため、河岸侵食等により堤防が決壊し、河川沿いの家屋が倒壊・流失することが懸念される
- ・氾濫水の到達時間が早く、早期に浸水深が避難困難な水深に達することが懸念される
- ・湧別川の支川では、山間の谷底を流れる中小河川が存在し、高速で乱れた流れが発生し、橋梁被災等による住民避難の通行の妨げや孤立集落などが懸念される

②下流域（湧別市街地）

- ・低平地のため氾濫水が拡散しやすく、氾濫が生じると広範囲に浸水することが懸念される
- ・また、湧別川の中流域と比較すると氾濫水が溜まりやすく、浸水時間が長くなることが懸念される

③生田原川（生田原市街地）

- ・未整備区間も多く狭小かつ急な河床勾配であるため容易に氾濫し早期に浸水深が避難困難な水深に達することが懸念される。また、高速な洪水流が発生し河岸侵食による堤防が決壊し、河川沿いの家屋が倒壊・流失することが懸念される
- ・北見市や佐呂間町方面から遠軽市街地や旭川・紋別自動車道に繋ぐ国道 242 号と国道 333 号、遠軽・北見間の石北線の浸水が想定され、救助活動、支援受け入れに支障をきたすことが懸念される

④シブノツナイ川（沼の上市街地）

- ・河川整備途上であり、洪水時には河道の水位が上昇しやすく、周辺酪農地や幹線道路が冠水することが懸念される

⑤地域全体

- ・遠軽市街地と湧別市街地を繋ぐ国道 242 号や、周辺市町と繋がる国道 238 号、国道 333 号の浸水が想定され、救助活動、支援受け入れに支障をきたすことが懸念される

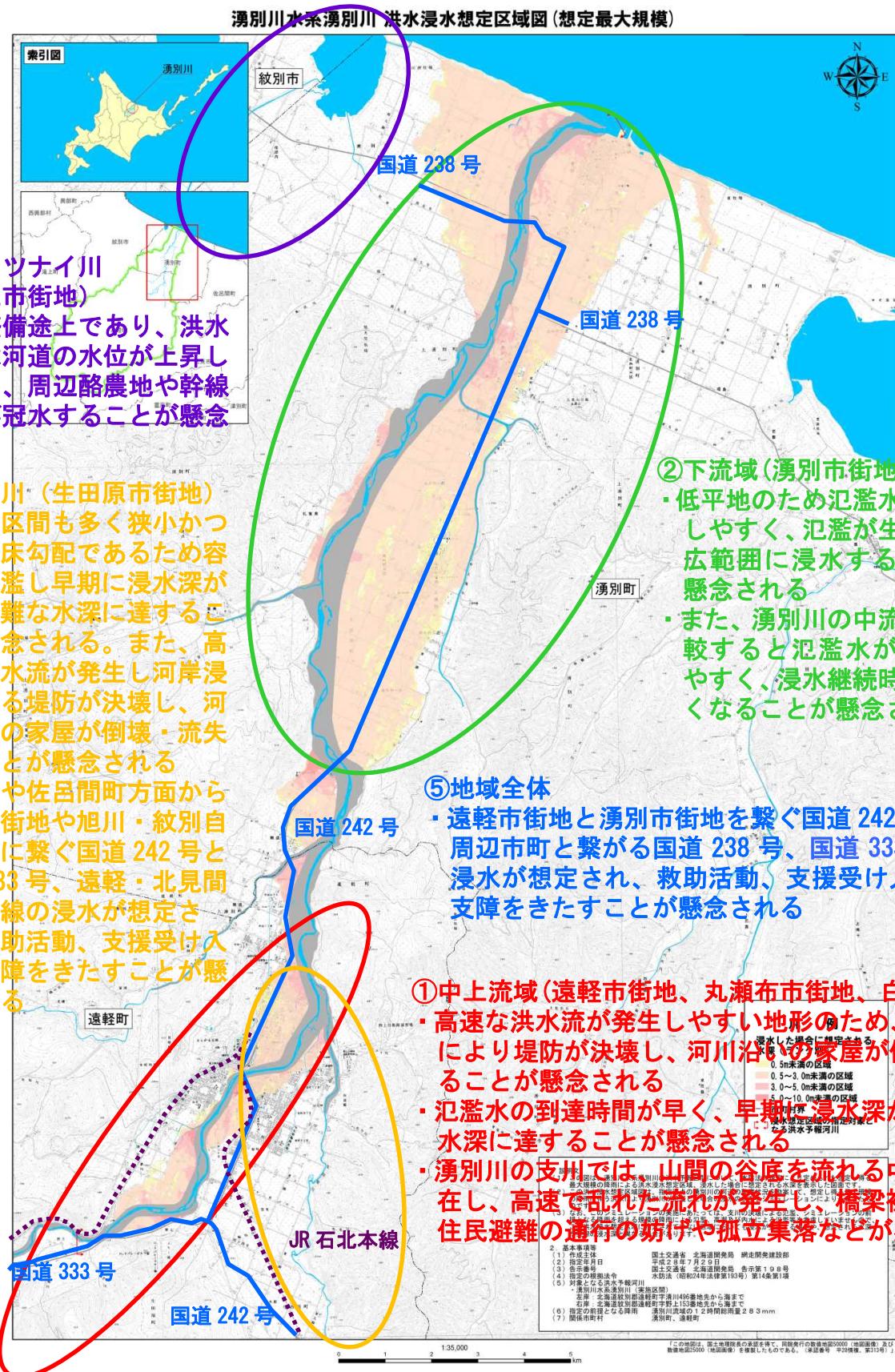


図 国管理河川における想定最大規模の降雨による浸水想定区域と想定される被害の特徴

(※道管理区間ににおける想定最大規模の降雨による浸水想定区域図については、H32 までに作成する予定)

湧別川水系生田原川 洪水浸水想定区域図（計画規模）

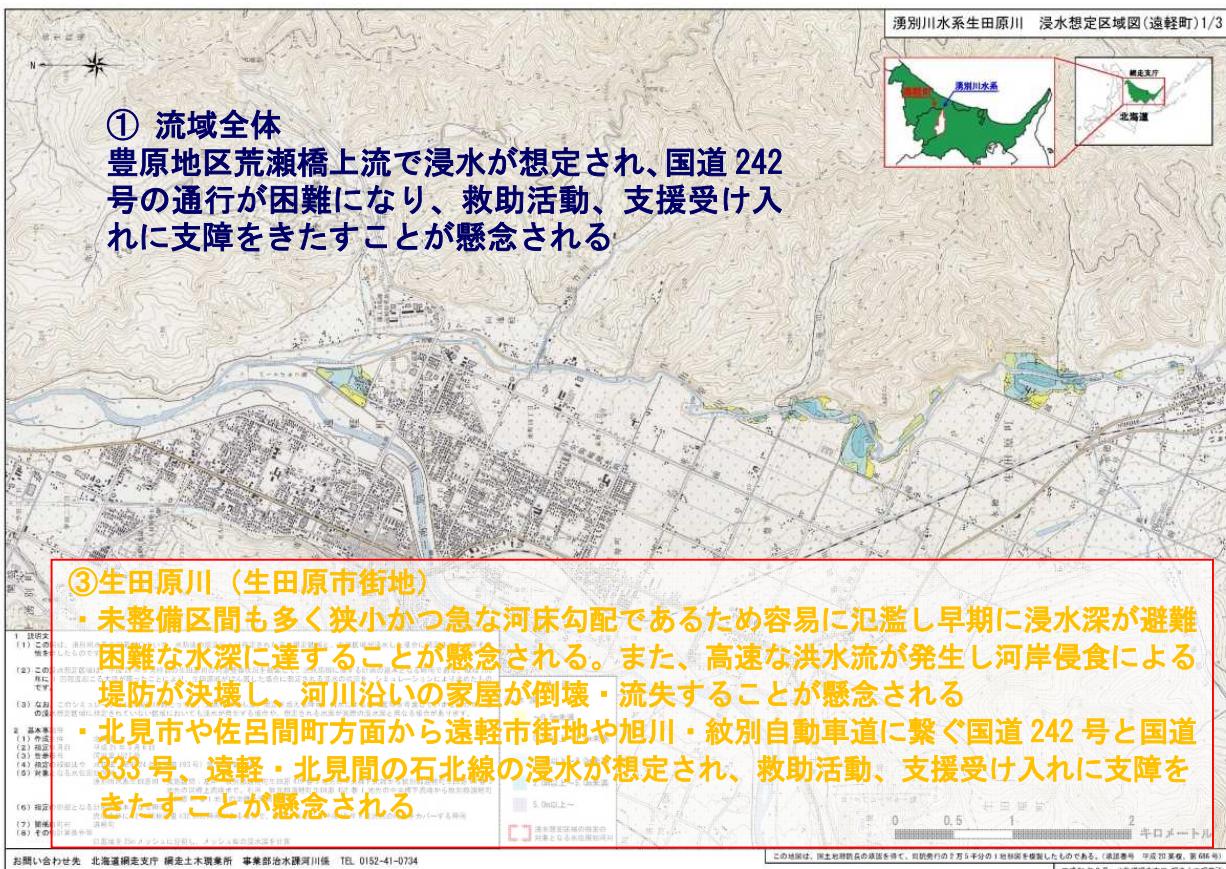


図 道管理区間における想定最大規模の降雨による浸水想定区域と想定される被害の特徴
(湧別川水系生田原川 道管理区間)

湧別川水系生田原川 洪水浸水想定区域図（計画規模）



図 道管理区間における想定最大規模の降雨による浸水想定区域と想定される被害の特徴
(湧別川水系生田原川 道管理区間)

■湧別川のほか中小河川を含む地域での主な課題と取組

以上の地域・水害特性を踏まえた、大規模洪水発生時の主な課題と、課題に対する取組内容は下記の通りである。

想定される地域の被害の特徴	大規模の洪水に対する課題	課題解決に向けた取組
<p>①中上流域（遠軽市街地、丸瀬布市街地、白滝市街地）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速な洪水流が発生しやすい地形のため、河岸侵食等により堤防が決壊し、河川沿いの家屋が倒壊・流失することが懸念される ・氾濫水の到達時間が早く、早期に浸水深が避難困難な水深に達することが懸念される ・湧別川の支川では、山間の谷底を流れる中小河川が存在し、高速で乱れた流れが発生し、橋梁被災等による住民避難の通行の妨げや孤立集落などが懸念される <p>②下流域（湧別市街地）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低平地のため氾濫水が拡散しやすく、氾濫が生じると広範囲に浸水することが懸念される ・また、湧別川の中流域と比較すると氾濫水が溜まりやすく、浸水継続時間が長くなることが懸念される <p>③生田原川（生田原市街地）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未整備区間が多く狭小かつ急な河床勾配であるため容易に氾濫し早期に浸水深が避難困難な水深に達することが懸念される。また、高速な洪水流が発生し河岸侵食による堤防が決壊し、河川沿いの家屋が倒壊・流失することが懸念される ・北見市や佐呂間町方面から遠軽市街地や旭川・紋別自動車道に繋ぐ国道 242 号と国道 333 号、遠軽・北見間の石北線の浸水が想定され、救助活動、支援受け入れに支障をきたすことが懸念される <p>④シブノツナイ川 (沼の上市街地)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備途上であり、洪水時には河道の水位が上昇しやすく、周辺酪農地や幹線道路が冠水することが懸念される <p>⑤地域全体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠軽市街地と湧別市街地を繋ぐ国道 242 号や、周辺市町と繋がる国道 238 号、国道 333 号の浸水が想定され、救助活動、支援受け入れに支障をきたすことが懸念される 	<p>①高速な洪水流による家屋倒壊や、氾濫水が流下・拡散しやすい地形による広範囲の浸水から人的被害を防ぐため、 <u>迅速かつ確実な避難行動が必要である</u></p>	<p>①迅速かつ確実な<u>避難行動</u>のための取組</p> <p><ハード対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤防決壊までの時間を少しでも延ばすための堤防天端保護などの危機管理ハード対策 <p><ソフト対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模の降雨による浸水想定区域を基にしたハザードマップの作成 ・洪水氾濫危険区域図の作成（※1） ・多様な手段を用いた避難情報発信体制の強化 ・スマートフォンを活用したリアルタイム情報提供やプッシュ型の避難情報発信の整備 ・避難所や避難経路の設定を行い、水災害に関する町職員向けのマニュアルの策定と地域防災計画の見直し ・避難勧告等の発令に着目したタイムラインの改良や多機関連携型タイムラインの作成 ・避難訓練や防災教育の実施 <p>など</p>
	<p>②高速な洪水流による河岸侵食や、氾濫水の流下・拡散を最小限にするため、 <u>迅速かつ確実な水防活動が必要である</u></p>	<p>②迅速かつ確実な<u>水防活動</u>のための取組</p> <p><ハード対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水氾濫を未然に防ぐ対策 ・水防拠点の設置検討や水防資機材の充実 ・水害リスクの高い箇所への監視機器整備と体制強化 <p><ソフト対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連機関共同で水害リスクの高い箇所の共同点検の実施 ・関係機関が連携した水防訓練の実施 ・水防団員、水防協力団体の募集等、体制の強化 <p>など</p>
	<p>③救助活動や支援受け入れの円滑化に資する道路途絶の早期復旧や、社会経済活動の早期復旧のため、 <u>効率的・効果的な排水活動が必要である</u></p>	<p>③効率的・効果的な<u>排水活動</u>のための取組</p> <p><ハード対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水活動に必要な資機材の整備検討 <p><ソフト対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模水害を想定した排水計画を作成 ・排水訓練の実施 <p>など</p>

このような取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものとする。

（※1）水位周知河川以外の河川における洪水氾濫危険区域図は水防法に基づかない簡易な方法で作成する予定。

4. 現状の取組状況と課題

湧別川のほか中小河川を含む減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した結果、概要としては、以下のとおりである。(別紙一参考)

①迅速かつ確実な避難行動に対する課題

※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	現状と課題	
避難時間の確保に資するハード対策	○堤防決壊までの時間を少しでも引き延ばすための危機管理型の河川整備を実施しているが、一部の区間に留まっている。 (網走開建) ○想定最大規模の洪水時に防災拠点となる庁舎が浸水するおそれがある。(湧別町、遠軽町)	
	●氾濫により、早期に市街地での浸水深が避難困難な水深に達することから、少しでも長く避難時間を確保するために、危機管理型の河川整備を進める必要がある。	A
	●防災活動の拠点となる庁舎が浸水するおそれがあり、災害対応機能及び住民の避難行動などへ大きな影響を及ぼす。 ●防災活動拠点となる役場等の浸水時における業務継続計画（BCP）の策定や代替対応拠点の検討が課題となる。	a
洪水リスクの高い箇所の把握と避難場所・避難経路の確保	○平成28年7月より想定最大規模の降雨による浸水想定区域図（直轄区間）を作成・公表し、各町長に通知している。 (網走開建) ○平成21年3月に生田原川において浸水想定区域図（計画規模）を作成・公表し各市町長に通知している。また、平成29年9月に生田原川において浸水想定区域図（想定最大規模の降雨）を作成・公表し各市町に通知している。（振興局） ○平成21年3月及び平成23年4月の浸水想定区域図（計画規模）に基づき、ハザードマップを作成し、浸水範囲・緊急避難場所・避難所・避難経路を設定・周知している。(湧別町、遠軽町) ○特に、道管理河川における水害リスクの高い箇所が明確となっていない。(湧別町、遠軽町、振興局)	
	●想定最大規模の洪水時は利用できる避難所・避難経路が限定される。	B
	●流域内の主要な道路となる国道242号や238号は、想定最大規模の洪水時には浸水が想定され、避難経路として使用する道路状況を洪水時に迅速に把握する必要がある。	C
	●浸水実績等や想定最大規模の降雨による浸水想定区域図を作成し、水害リスクの高い箇所を把握しておく必要がある。	b

※各項目の課題●のアルファベット記号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

項目	現状と課題	
住民等への情報伝達の体制・方法の検討		
<ul style="list-style-type: none"> ○気象警報、注意報、河川水位、洪水予報、水防警報等の情報をホームページや報道機関等の協力を得てテレビ、ラジオ等を通じて伝達している。(網走開建、振興局、気象台) ○防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難勧告等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、WEB 等による河川水位、ライブ映像等の情報発信、ダム下流への放流警報、広報車等様々な手段を活用し、情報伝達している。(湧別町、遠軽町、広域組合、北海道電力) ○網走開発建設部遠軽開発事務所長、振興局(副局長・出張所長)及び気象台長等では、関係自治体首長への情報伝達(ホットライン)、リエゾン等からの情報や河川水位の情報を川の防災情報等で住民に情報提供している。(網走開建、振興局、気象台、自衛隊) ○水防警報区の基準水位観測所(遠軽、中湧別)において避難勧告等の発令に着目したタイムラインを作成している。(網走開建、気象台、湧別町、遠軽町) ○地域防災計画等で避難勧告の発令に関する基準を定め、発令基準や対象地域を明記している。(湧別町、遠軽町) ○警報・注意報を発表している(警戒期間、注意期間、ピークの時間帯、最大雨量などの予測値を記述)。(気象台) ○自治会連絡網、自治会長への連絡、個人への携帯電話連絡及びFAX等、様々な情報伝達手段を用いた住民への情報連絡を行う体制づくりを行っている。(湧別町、遠軽町) ○自助・共助による災害に強い地域作りを目指し、自主防災組織の強化・促進に取り組んでいる。(湧別町、遠軽町) 		
<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者や、湧別町郊外地域など集落が分散している地域の居住者に対しても確実に避難情報を伝えるための手段、及び要配慮者施設管理者や民生委員の協力体制を得た上での避難情報伝達の体制が不十分である。 		D
<ul style="list-style-type: none"> ●近年、大規模な氾濫による被害が生じていないことから、住民に対して分かりやすく切迫感の伝わりやすい情報を発信する必要がある。 		E
<ul style="list-style-type: none"> ●自治体等の避難情報発信者は、要配慮者等にも考慮し、適切なタイミングで避難指示を出す必要がある。また、各機関がとるべき行動を明確にしておく必要がある。 		F

※各項目の課題●のアルファベット記号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

水害リスク情報の周知及び防災意識の向上	○災害発生時に住民の避難行動が迅速、的確に実施できるよう避難誘導標識の整備、避難場所等の表示板の設置、避難行動に関する資料等の作成、配付（パンフレット、防災マップ）、避難訓練、防災に関する出前講座、防災学習等の実施により、指定緊急避難場所、指定避難所、避難方法等の周知徹底や、避難行動、水害リスクについて指導、啓発を実施し、防災意識の向上を図っている。（湧別町、遠軽町）	
	○要配慮者施設情報の基礎資料整理を行っている。（振興局）	
	○要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成時の助言・指導に努めている。（湧別町、遠軽町）	
	○要配慮者利用施設の消防計画の作成状況について、構成町との情報共有が必要である。（消防組合）	

●住民にハザードマップ等、水害リスク情報の存在及び内容を十分に認識してもらうとともに、防災意識を高めることが重要である。	G
	c
	d

※各項目の課題●のアルファベット記号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

②迅速かつ確実な水防活動に対する課題

項目	現状と課題	
洪水氾濫を未然に防ぐ対策	<ul style="list-style-type: none"> ○堤防機能の確保のため、河岸侵食や洗掘に対応した堤防保護対策を実施している。(網走開建) ○北海道管理区間の生田原川とサナブチ川において河川整備を実施している。(振興局) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●高速な洪水流による河岸侵食や越水・溢水リスクを低減させるためのハード対策が未実施の区間がある。 	H
監視体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○現在、重要水防箇所の重要度A区間かつ重点区間に指定されている下流部の河岸侵食箇所(1箇所)において、木杭の設置により侵食状況をモニタリングしている。(網走開建) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●河岸侵食による堤防決壊等のリスクが高い箇所や中小河川の水害リスクの高い箇所を把握するとともにより効率的に監視できるような体制構築が望まれる。 	I
水防資機材の整備と情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ○水防備蓄基地や各機関の防災倉庫、避難所、各総合支所等の水防拠点等に水防資機材を備蓄している。(網走開建、振興局、湧別町、遠軽町、広域組合) ○水防資機材は事務所・水防備蓄基地等に保有しており、非常時には水防団体等への貸し出しが可能である。(網走開建、振興局) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●水防資機材の過不足の確認が不十分であり、資機材の補充等(消防団員の身を守る資機材等含む)が的確に行われていない懸念がある。 	J
	<ul style="list-style-type: none"> ●水防資機材の保有状況について関係機関同士の情報共有が不十分である。 	K
水防活動体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○出水期前に、河川管理者と自治体で災害危険箇所の合同巡視を実施。(網走開建、湧別町、遠軽町) ○災害発生時に地域で相互に協力できるよう、地域防災訓練を実施している。(湧別町、遠軽町) ○住民等が「北海道地域防災マスター」を積極的に取得し、防災体制の強化に努めている。(振興局、湧別町、遠軽町) ○自助・共助による災害に強い地域づくりを目指し、自主防災組織の強化・促進に取り組んでいる。(湧別町、遠軽町) ○町内建設業協会との災害時の協力体制に関する協定を締結している(湧別町) ○ポスター掲示、募集広報、パンフレット配布など消防団員募集に係る広報活動を広域組合と協力して実施している。(湧別町、遠軽町) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●消防団等が迅速・確実に活動出来るよう、河岸侵食による堤防決壊リスクが高い箇所や洪水時に取るべき行動について、関係機関同士で共有しておく必要がある。 	L
	<ul style="list-style-type: none"> ●消防団員等の高齢化が進み、減少傾向にある一方で、想定最大規模の洪水時には広範囲で水防活動が必要になることから、水防活動にあたる人員を十分に確保することが重要である。 	M

※各項目の課題●のアルファベット記号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

③効率的・効果的な排水活動に対する課題

項目	現状と課題	
排水資機材の配備・運用	<ul style="list-style-type: none"> ○排水ポンプ車をはじめ、その他照明車など排水に必要な災害対策車両を全道各地に配備している。(開発局) ○遠軽町では、町独自の小型排水ポンプと町独自の排水ポンプ車を保有し、浸水の排水作業を実施している。(遠軽町) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●迅速かつ効果的に排水作業を実施するための新たな資機材や排水スペースの確保を検討する必要がある。 	N
排水活動体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。(網走開建) ○樋門・樋管の定期点検を実施している。(網走開建、振興局) ○町独自の排水ポンプ車及び照明車による災害時の浸水箇所排水作業を実施している。(遠軽町) ○町内各建設業者が所有する排水ポンプのリースにより、災害時の浸水箇所排水作業を実施している。(湧別町) ○協定を締結している町内の建設業協会や消防の協力及び網走開発建設部への応援要請等による浸水の排水作業を行っている。(湧別町、遠軽町) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●想定最大規模の洪水時には広範囲の浸水が想定されるため、浸水リスクの高い箇所を事前に考慮した効率的・効果的な排水計画を検討する必要がある。 	O
	<ul style="list-style-type: none"> ●的確な排水活動が行えるよう、平時より機材の使用方法や能力等を関係機関同士で確認しておく必要がある。 	P

※各項目の課題●のアルファベット記号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

5. 減災のための目標

迅速かつ的確な避難行動、水防活動、排水活動を実施するため、各構成員が連携して平成33年度までに達成すべき減災目標は、以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

湧別川のほか中小河川も含む地域で発生しうる大規模水害に対し、「高速な洪水流から地域を守る」「迅速・確実な避難」を目指す

【目標達成に向けた3本柱】

目標達成に向けて、ハード対策とソフト対策による多重防御により、以下の取組を実施する。

- (1) 高速な洪水流による家屋倒壊や、氾濫水が流下・拡散しやすい地形による広範囲の浸水から人的被害を防ぐため、
迅速かつ確実な避難行動のための取組を実施する。
- (2) 高速な洪水流による河岸侵食や、氾濫水の流下・拡散を最小限にするため、
迅速かつ確実な水防活動のための取組を実施する。
- (3) 救助活動や支援受け入れの円滑化に資する道路途絶の早期復旧や、社会経済活動の早期復旧のため、
効率的・効果的な排水活動のための取組を実施する。

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。
(別紙一2 参照)

1) 迅速かつ確実な避難行動のための取組

高速な洪水流による家屋倒壊や、氾濫水が流下・拡散しやすい地形による広範囲の浸水から人的被害を防ぐため、以下の取組を実施する。

①ハード対策

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■危機管理型ハード対策			
①国管理区間 ・堤防天端の保護 (湧別左岸地区、遠軽右岸地区)	A	H32年度までに実施	網走開建
②北海道管理区間 ・堤防天端の保護箇所の検討と実施		H28年度から実施	振興局
■防災活動のためのハードの整備及び有効活用の取組			
①防災拠点施設の強化 ・防災行政無線の整備及び更新 ・防災拠点施設における自家発電機等の改良検討及び防災拠点代替施設検討	a	H29年度から実施	湧別町、遠軽町

②ソフト対策

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■洪水に対してリスクの高い箇所と、避難場所・避難経路の把握			
①想定最大規模の降雨による浸水想定区域、家屋倒壊等氾濫想定区域、破堤点別洪水浸水想定区域図（浸水ナビ）の公表	B, b	H28 年度 H30 年度までに実施	網走開建 振興局
②想定最大規模の降雨による浸水想定区域に基づいた避難所や避難経路の設定	B	H29 年度から実施	湧別町、遠軽町
③想定最大規模の降雨による浸水想定区域に基づいた、ハザードマップの作成、まるごとまちごとハザードマップ（街の中に想定浸水区域や浸水深・避難所・避難経路等を看板等で示す）の検討（支援含む）	B	H28 年度から実施 H29 年度から実施	広域組合 網走開建、気象台、振興局、湧別町、遠軽町
④円滑な避難行動のため、道路管理者との連絡体制網の構築	C	H28 年度から実施 H29 年度から実施	網走開建、振興局、湧別町、遠軽町、広域組合 自衛隊、北海道警察
■避難情報、警報等をわかりやすく、適切なタイミングで確実に伝達するための取組			
①住民の避難行動を促すため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報提供や洪水予報等をプッシュ型で情報発信するためのシステム構築	D	H29 年度までに実施	網走開建
②メール・テレビ・ラジオ・サイレン等、多様な手段を用いた避難情報発信体制の強化及び近隣住民同士での連絡体制等の人的ネットワークの構築	D	H28 年度から実施	湧別町、遠軽町、広域組合
③わかりやすく、切迫感の伝わりやすい情報となるよう、洪水予報文の改良、気象情報発信時の「危険度色分け」・「警報級の現象」やメッシュ情報等の改善	E	H28 年度 H29 年度までに実施	網走開建 気象台
④避難勧告等の発令を判断するための情報や、住民への情報伝達方法及び伝達内容についての町職員向けマニュアルの作成や地域防災計画の見直し	F	H29 年度から実施	湧別町、遠軽町
⑤訓練を通じ、避難勧告等の発令に着目したタイムラインを改良や多機関が連携したタイムラインの作成	F	H29 年度から実施	網走開建、気象台、振興局、自衛隊、北海道警察、湧別町、遠軽町、広域組合、北海道電力

②ソフト対策

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■水害リスク情報の周知や自助防災意識の啓発			
①住民が参加した水災害避難訓練、水防災に関する講習会・ワークショップ、小中学生への防災教育、湧別川流域のほか、水害特性を踏まえた広報活動を実施する	G	H29 年度から実施	網走開建、気象台、振興局、自衛隊、北海道警察、湧別町、遠軽町、広域組合、北海道電力
②要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成	c	H29 年度から実施	振興局
		H30 年度から実施	湧別町、遠軽町
③要配慮者利用施設の避難確保計画に基づく避難訓練の実施	d	H31 年度から実施	湧別町、遠軽町

2) 迅速かつ確実な水防活動のための取組

高速な洪水流による河岸侵食や、氾濫水の流下・拡散を最小限にするため、以下の取組を実施する。

①ハード対策

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■洪水氾濫を未然に防ぐ対策			
①国管理区間 ・浸透対策 (野上左岸地区、中湧別地区)		H32 年度までに実施	網走開建
②北海道管理区間 ・河川整備:河道掘削、堤防整備 (生田原川、サナブチ川) ・水防拠点の設置検討 (生田原川) ・適切な河道の維持管理(河道掘削、伐木等)	H	H28 年度から実施	振興局
■監視体制の強化			
①湧別川のほか中小河川など、水害リスクの高い箇所の状況が把握できるよう、現地観測杭・CCTV カメラの設置等、観測機器の調査検討及び監視体制の強化を図る	I	H28 年度から実施 H29 年度から実施	網走開建 振興局
■水防活動の資機材整備			
①水防資機材の備蓄基地等の配置や、資機材量の検討と新技術を活用した資機材の検討・配備	J	H28 年度から実施 H29 年度から実施	網走開建、自衛隊、湧別町 振興局、遠軽町、広域組合

②ソフト対策

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■水防活動に必要な情報の共有			
①迅速な水防活動を支援するため、水防資機材等の保有状況の情報を共有しておくとともに、定期的な資材の状態点検を行う	K	H28 年度から実施	網走開建、振興局、自衛隊、湧別町、遠軽町、広域組合
②毎年、重要水防箇所の見直しを行い、水防団や住民が参加する水害リスクの高い箇所の共同点検を実施するとともに、土地勘や経験の乏しい人員にも分かりやすい巡視マップの作成及び定期的な情報共有を行う	L	引き続き実施 H29 年度から実施	網走開建、湧別町、遠軽町、広域組合 振興局、自衛隊、北海道電
■水防活動体制の強化			
①関係機関が連携した、高速な洪水流による河岸侵食をシナリオに組み込んだ、水防訓練の実施	L	H29 年度から実施	網走開建、気象台、振興局、自衛隊、北海道警察、湧別町、遠軽町、広域組合
②水防活動の担い手となる水防団員（消防団員）の募集（リーフレットや HP を通じた広報活動）や水防協力団体の募集・指定の促進	M	H28 年度から実施	網走開建、振興局、湧別町、遠軽町、広域組合

3) 効率的・効果的な排水活動のための取組

救助活動や支援受け入れの円滑化に資する道路途絶の早期復旧や、社会経済活動の早期復旧のため以下の取組を実施する。

①ハード対策

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■排水活動の資機材整備			
①排水ポンプ車等、排水活動に必要な資機材の整備検討	N	H28 年度から実施	網走開建、自衛隊、湧別町、遠軽町、広域組合
②排水活動を行うスペースの整備検討	N	H28 年度から実施	網走開建、振興局

②ソフト対策

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
■排水活動の体制強化			
①既設排水系統を関係機関と共有し、資機材搬入経路と想定排水箇所の設定を行い、排水ポンプ車等を活用した排水計画の作成	O	H29 年度から実施	網走開建、振興局、湧別町、遠軽町、広域組合
②排水ポンプ車等による排水訓練の実施	P	引き続き実施 H29 年度から実施	網走開建、広域組合 振興局、湧別町、遠軽町

7. フォローアップ

今回の取組方針については、「平成 28 年 10 月 7 日「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく都道府県等管理河川での取組について（通知）」に基づき、対象を国管理河川のほか道管理河川も含め拡大したことを踏まえ、改めて取組方針の検討を実施し、取りまとめたものである。

各機関の取組内容については、必要に応じて、減災目標や各機関の防災業務計画、地域防災計画、河川整備計画等に反映することで責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

(1) 現状の水害リスク情報や取組状況の共有

項目	網走開発建設部	網走地方気象台	オホーツク総合振興局	陸上自衛隊 第25普通科連隊	北海道警察 北見方面本部	湧別町	遠軽町	遠軽地区広域組合消防本部	北海道電力(株) 旭川水力センター	課題
① 迅速かつ確実な避難行動に対する課題										
避難時間の確保に資するハード対策	・堤防決壊までの時間を少しでも引き延ばすための危機管理型の河川整備を実施しているが、一部の区間に留まっている。		・堤防保護が必要な箇所について検討し、必要に応じて整備する予定。							氾濫により、早期に市街地での浸水深が避難困難な水深に達することから、少しでも長く避難時間を確保するために、危機管理型の河川整備を進める必要がある。
					・想定最大規模の洪水時には防災拠点となる役場が浸水するおそれがある。	・想定最大規模の洪水時には防災拠点となる庁舎が浸水するおそれがある。				防災活動拠点となる庁舎が浸水する恐れがあり、災害対応機能及び住民の避難行動などへ大きな影響を及ぼす。防災活動拠点となる役場等の浸水時の業務継続計画(BCP)の策定や代替対応拠点の検討が課題となる。
洪水リスクの高い箇所の把握と避難場所・避難経路の確保	・平成28年7月より想定最大規模の降雨による浸水想定区域図(直轄区間)を作成・公表し、各町長に通知している。 ・指定緊急避難場所等が整備されていない自治体に対し、指定について働きかけている。 ・平成29年度に生田原川(北海道管理区間)の洪水浸水想定区域図の作成を予定している。 ・平成21年3月に生田原川において浸水想定区域図(計画規模)を作成・公表し各市町長に通知している。 また、平成29年9月に生田原川において浸水想定区域図(想定最大規模の降雨)を作成・公表し各市町に通知している。	・自治体の要請により避難誘導、補助等を行う。 ・自治体の要請に基づき、現地状況に応じて住民等の避難行動を支援。 ・自治体等の要請に基づき、被災現場における救出救助を実施。	・関係市町村の要請または、差し迫った危険を回避するため避難誘導を支援を行う。 ・被災現場における救出救助、交通規制等の対応。	・防災ハザードマップ作成時に、避難場所の見直しを行い、洪水避難所22箇所を設定していた。 ・避難経路については、津波災害のみ設定している。 ・ハザードマップにおいて、過去に発生した中小河川からの氾濫による浸水実績や、地すべりなどの土砂災害の危険がある場所を示し、大雨の際に避難する時は危険な場所を知らないよう注意喚起を明文化している。 ・平成25年3月に、浸水範囲、避難場所、避難所を明示したハザードマップを作成し、町民に全戸配布している。 ・水災害に対する意識向上の普及啓発について、日頃から広報等を通じて周知している。 ・道管理河川における水害リスクの高い箇所が明確となっていない。	・避難場所及び避難路の整備を図るとともに、避難経路、避難場所、避難所に案内標識を設置し、緊急時の速やかな避難を確保。 ・大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、被災者の運送に関する運送事業者等との協定を締結。 ・学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。 ・幼稚園・保育所園等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努める。 ・自主防災組織や自治会、町内会等に、近隣の人々が組織的に避難する体制を整備。 ・平成27年9月に、浸水範囲、避難場所、避難所を明示したハザードマップを作成し、町民に全戸配布している。 ・道管理河川における水害リスクの高い箇所が明確となっていない。	・代替避難経路の選定を行う。 ・避難経路の安全確保にあたっては、事前の安全性を確保するとともに、警察、自衛隊等の関係機関と協議し、必要に応じて要請する。 ・避難経路途中に危険な箇所があるときは、避難に際し関係住民に伝達するとともに避難場所までの経路を明確にする。 ・避難中の二次災害を防止する。 ・夜間は、照明器具を携行した誘導員を配置。 ・経路の安全を確保する。 ・遠軽地区広域組合消防計画に定めるところにより体制確保。	想定最大規模の洪水時は利用できる避難所・避難経路が限定される。			
住民等への情報伝達の体制・方法の検討	・河川水位、洪水予報、水防警報、注意報、洪水予報等の情報をホームページや報道機関等の協力を得てテレビ、ラジオ等を通じて伝達している。	・気象警報、注意報、洪水予報等の情報をホームページや報道機関等の協力を得てテレビ、ラジオ等を通じて伝達している。	・河川水位等の情報をホームページを通じて伝達している。	・リエゾン派遣を実施し、情報収集、共有を行っている。	・関係市町村の要請に基づくパトカー拡声器等による広報	・平成25年から、登録制の防災メールの導入により、気象情報、避難所開設情報、道路通行止め情報、避難勧告等を発信している。 ・広報車や町防災情報伝達施設の防災スピーカによる避難勧告等の伝達も必要に応じて行っている。 ・自助・共助による災害に強い地域づくりを目指し、自主防災組織の強化・促進に取り組んでいる。 ・各自治会への電話連絡のほか、個別電話連絡・FAXなど、あらゆる手段を用いて住民への情報伝達を行っている。	・北海道防災情報システム、放送設備、広報車両、電子メールなど複数の手段を有機的に組み合わせて伝達。 ・地域の連絡網が整備されている自治会では、代表者を通じて連絡網を活用する。 ・要配慮者施設や在宅の避難行動を支援する者が利用する施設には電話、FAX、広報車等により施設管理者に伝達するとともに避難誘導等を実施。 ・伝達手段の確保のため、携帯電話を利用した情報配信など個人の連絡手段の確保に努める。	・消防機関が避難勧告・指示を住民に確実に伝達できる有効な伝達手段として消防車による巡回広報を実施。 ・消防機関が住民へ広報する場合、消防車のアンブサイレン(拡声器)を使用し、車両には2名以上で乗車し、1名は消防無線等の通信手段で情報収集に努める。 ・消防車に救命胴衣を積載し、河川周辺で止むを得ず車両から離れて行動する場合は、必ず救命胴衣を着用し行動する。	・タムおよび取水堰からの放流(河川の水位上昇や河川内からの避難)に際しての措置として下流警報を行っている。 ・警報スピーカーおよび車両によるパトロールにより周知。	高齢者や湧別町郊外地域など集落が分散している地域の居住者に対して確実に避難情報を伝えるための手段、及び要配慮者施設管理者や民生委員の協力体制を得た上での避難情報伝達の体制が不十分である。
										近年、大規模な氾濫による被害が生じていないことから、住民に対して分かりやすく切迫感の伝わりやすい情報を発信する必要がある。

(1) 現状の水害リスク情報や取組状況の共有

項目	網走開発建設部	網走地方気象台	オホーツク総合振興局	陸上自衛隊 第25普通科連隊	北海道警察 北見方面本部	湧別町	遠軽町	遠軽地区広域組合消防本部	北海道電力株 旭川水力センター	課題		
住民等への情報伝達の体制・方法の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告の発令の目安となる洪水予報について、気象台と共同で発表している。 ・災害発生の恐れがある場合には、各事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）を実施している。 ・リエゾンを派遣し、情報収集、共有を行っている。 ・水防警報区の基準水位観測所（遠軽、中湧別）において避難勧告等の発令に着目したタイムラインを作成している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告の発令の目安となる洪水予報について、網走開発建設部と共同で発表している。 ・警報、注意報を発表している（警戒期間、注意期間、ピークの時間帯、最大雨量などの予測値を記載） ・すでに警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において更に災害の危険性が迫っている等、緊急な事態には、気象台から厳重な警戒を呼びかける場合がある。この場合に、市町村が実施する避難勧告等の判断に資するよう、気象の状況、災害発生に対する危機感や今後の見通しを関係自治体首長等へホットラインにより即時的な解説・助言を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生田原川において、避難勧告の発令の目安となる、避難判断水位、氾濫危険水位にかかる水防警報を発表している。 ・災害発生の恐れがある場合には、本部・各出張所長と関係自治体首長との間にホットラインで情報共有を行うこととしている。 			<ul style="list-style-type: none"> ・リエゾン派遣を実施し、情報収集、共有を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水予報と水位情報を参考にしながら、現場の河川水位の目視状況と気象状況を総合的に勘案したうえで、避難勧告等の発令を判断している。 ・地域防災計画、町職員向けの避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づき、避難勧告等の発令を判断している。 ・避難勧告等を発令するための基準として、気象情報や河川の水位情報を利用し、避難判断水位に達した場合には避難準備情報を発令 ・氾濫危険水位に達した場合で避難勧告を発令 ・さらには決壊や越水・溢水の発生情報があった場合に避難指示を発令することを基本として実施する。 			<p>自治体等の避難情報発信者は、要配慮者等にも考慮し、適切なタイミングで避難指示を出す必要がある。また、各機関がとるべき行動を明確にしておく必要がある。</p>	F	
水害リスク情報の周知及び防災意識の向上						<ul style="list-style-type: none"> ・防災ハザードマップ作成時に、避難場所の見直しを行い、洪水避難所22箇所を設定・周知している。 ・避難経路については、津波災害に対して設定している。 ・各種団体を対象に防災に関する出前講座を毎年実施し、防災学習等を行っている。 ・自治会長会議や町ホームページを通じた自主防災組織の結成促進と活動支援を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に住民の避難行動が迅速、的確に実施できるよう避難誘導標識の整備、避難場所等の表示板の設置、避難行動に関する資料等の作成、配付（パンフレット、防災マップ）、避難訓練、防災に関する出前講座、防災学習等により指定緊急避難場所、指定避難所、避難方法等の周知徹底や避難行動についての必要な指導、啓発を実施し、防災意識の向上を図っている。 				住民にハザードマップ等、水害リスク情報の存在及び内容を十分に認識してもらうとともに、防災意識を高めることが重要である。	G
			<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者施設情報の基礎資料整理を行っている。 			<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成時の助言・指導に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成時の助言・指導に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者利用施設の消防計画の作成状況について、構成町との情報共有が必要である。 	防災体制、情報の収集・伝達、避難誘導等を明確にし、施設の整備、防災教育及び訓練の実施が必要である。	c		
						<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者利用施設に係る避難確保計画に基づく避難訓練の企画・立案・実施について協力・支援が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者利用施設に係る避難確保計画に基づく避難訓練への協力が必要である。 ・火災に関する避難訓練との連携が重要である。 		関係機関が連携し、積極的に支援を行うことが重要である。	d		
(2) 迅速かつ確実な水防活動に対する課題												
洪水氾濫を未然に防ぐ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防機能の確保のため、河岸侵食や洗掘に対応した堤防保護対策を実施している。 		<ul style="list-style-type: none"> ・北海道管理区間の生田原川とサナブチ川において河川整備を実施している。 							高速な洪水流による河岸侵食や越水・溢水リスクを低減させるためのハード対策が未実施の区間がある。	H	
監視体制の強化	現在、重要な水防箇所の重要度A区間かつ重点区間に指定されている下流部の河岸侵食箇所（2箇所）において、木杭の設置により侵食状況をモニタリングしている。									河岸侵食による堤防決壊等のリスクが高い箇所や中小河川の水害リスクの高い箇所を把握するとともにより効率的に監視できるような体制構築が望まれる。	I	
水防資機材の整備と情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所や水防備蓄基地等に水防資機材を備蓄。 ・水防資機材は非常時には水防団体等への貸し出しが可能。 		<ul style="list-style-type: none"> ・土嚢等の水防資機材を防災備蓄庫及び建設管理部各出張所等に備蓄。 ・水防資機材は非常時には水防団体等への貸し出しが可能。 			<ul style="list-style-type: none"> ・本所、避難所、各総合支所に水防拠点等に水防資機材を備蓄している。 ・災害時備蓄計画に基づき、他の災害とあわせて備蓄資材保管庫及び各避難所に備蓄を進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎車庫に、排水ポンプ車、照明車を保管し、小型発電機、排水ポンプを保管 ・本所、避難所、各総合支所に水防拠点として水防資機材を備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ・土のう袋、剣先スコップ等を保有するが、水防用資機材としての十分な数はない。 	<p>水防資機材の過不足の確認が不十分であり、資機材の補充等（消防団員の身を守る資機材等を含む）が的確に行われていない懸念がある。</p>	J		
										水防資機材の保有状況について関係機関同士の情報共有が不十分である。	K	

(1) 現状の水害リスク情報や取組状況の共有

項目	網走開発建設部	網走地方気象台	オホーツク総合振興局	陸上自衛隊 第25普通科連隊	北海道警察 北見方面本部	湧別町	遠軽町	遠軽地区広域組合消防本部	北海道電力(株) 旭川水力センター	課題	
水防活動体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 出水期前に、自治体、水防団等と災害危険箇所の合同巡視を実施。 出水時には、河川管理施設を点検するため河川巡視を実施。 		<ul style="list-style-type: none"> 週1又は月1回の通常パトロールや、出水期前の定期パトロールにより河川管理施設の状況を確認。 出水時には、河川管理施設の状況を確認するために異常時パトロールを実施。 住民等が「北海道地域防災マスター」を積極的に取得し、防災体制の強化に努めている。 		<ul style="list-style-type: none"> リエゾン派遣又は災害派遣部隊主力の経路偵察及び近傍河川の経路偵察を実施。 		<ul style="list-style-type: none"> 出水期前に、河川管理者との重要水防箇所合同巡視を実施。 出水時には、河川管理施設を点検するため河川巡視を実施。 地区毎に自主防災組織の体制整備を進めている。 地域毎に毎年訓練を実施している 地域住民による「北海道地域防災マスター」の認定取得を促進し、自治会を通じて認定研修会への参加を呼びかけて、地域防災体制の強化に努めている。 町内建設業協会との災害時の協力体制に関する協定を締結している。 遠軽地区広域組合消防本部と協力し、水防団員（消防団員）募集に係る広報、ポスター掲示やパンフレット配布を実施している。 H27年度から町新入職員の積極的な入団促進に取り組んでいる。（H27 5人、H28 3人入団） 	<ul style="list-style-type: none"> 出水期前に、河川管理者との重要水防箇所の合同巡視を実施。 出水時には、河川管理施設を点検するため河川巡視を実施。 総合防災訓練を実施している。 地区毎に自主防災組織の体制整備を進めている。 地域毎に毎年訓練を実施している 住民等が「北海道地域防災マスター」を積極的に取得し、防災体制の強化に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川の巡視区間は、水管管理団体と協議のうえ消防機関の担当区間を巡視警戒する。 	<ul style="list-style-type: none"> 車両によるパトロールを実施。 	<p>消防団等が迅速・確実に活動出来るよう、河岸侵食による堤防決壊リスクが高い箇所や洪水時に取るべき行動について、関係機関同士で共有しておく必要がある。</p> <p>L</p>
(3) 効率的・効果的な排水活動に対する課題											
排水資機材の配備・運用	<ul style="list-style-type: none"> 排水ポンプ車をはじめ、その他照明車など排水に必要な災害対策車両を全道各地に配備している。 排水資機材は事務所・水防拠点等に保有しており、非常時に水防団体等への貸し出しが可能。 							<ul style="list-style-type: none"> 町独自の小型排水ポンプと町独自の排水ポンプ車を保有し、浸水の排水作業を実施している。 			<p>迅速かつ効果的に排水作業を実施するための新たな資機材や排水スペースの確保を検討する必要がある。</p> <p>N</p>
排水活動体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。 樋門・樋管について、操作要領に基づき毎月の定期点検を行い、機械設備は年1回の点検を実施。 		<ul style="list-style-type: none"> 樋門・樋管の定期点検を年5回実施している。 			<ul style="list-style-type: none"> 町内各建設業者等が所有する排水ポンプのリースにより、浸水箇所の排水作業を実施する。 必要に応じて、消防や協定を締結している町内建設業協会の協力を得て排水を実施している。 洪水時には排水施設の操作や必要に応じて網走開発建設部へ応援要請等による浸水の排水を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 町独自で、排水ポンプ車、照明車等を装備し災害発生時ににおける、浸水箇所の排水作業を実施する。 必要に応じて、消防や協定を締結している町内建設業協会の協力を得て排水を実施している。 網走開発建設部へ応援要請等による浸水の排水を実施している。 			<p>想定最大規模の洪水時には広範囲の浸水が想定されるため、浸水リスクの高い箇所を事前に考慮した効率的・効果的な排水計画を検討する必要がある。</p> <p>O</p>	
										<p>的確な排水活動が行えるよう、平時より機材の使用方法や能力等を関係機関同士で確認しておく必要がある。</p> <p>P</p>	

○概ね5年で実施する取組

別紙2-1

項目、事項、内容	課題の対応	目標時期	取組機関										地域住民		
			網走開発建設部	網走地方気象台	オホーツク総合振興局	陸上自衛隊第25普通科連隊	北海道警察北見方面本部	湧別町	遠軽町	遠軽地区広域組合消防本部	北海道電力㈱旭川水力センター				
1. 迅速かつ確実な避難行動のための取組（高速な洪水流による家屋倒壊や、氾濫水が流下・拡散しやすい地形による広範囲の浸水から人的被害を防ぐ）															
<ハード対策>															
■危機管理型ハード対策（避難時間を稼ぐため、越水等が発生した場合でも堤防決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策）															
① 国管理区間 ・堤防天端の保護（湧別左岸地区、遠軽右岸地区）	A	H32年度までに実施	○												
② 北海道管理区間 ・堤防天端の保護箇所の検討と実施	A	H28年度から実施			○										
■防災活動のためのハードの整備及び有効活用の取組															
① 防災拠点施設の強化 ・防災行政無線の整備及び更新 ・防災拠点施設における自家発電機等の改良検討及び防災拠点代替施設検討	a	H29年度から実施						○	○						
<ソフト対策>															
■洪水に対してリスクの高い箇所と、避難場所・避難経路の把握															
① 想定最大規模の降雨による浸水想定区域、家屋倒壊等氾濫想定区域、破堤点別洪水浸水想定区域図（浸水ナビ）の公表	B,b	H28年度H30年度までに実施	○		○ H30年度までに実施								活用		
② 想定最大規模の降雨による浸水想定区域に基づいた避難所や避難経路の設定	B	H29年度から実施							○	○			活用		
③ 想定最大規模の降雨による浸水想定区域に基づいた、ハザードマップの作成、まるごとまちごとハザードマップ（街の中に想定浸水区域や浸水深・避難所・避難経路等を看板等で示す）の検討（支援含む）	B	H28年度から実施 H29年度から実施	○ H29年度から実施	○ H29年度から実施	○ H29年度から実施				○ H29年度から実施	○ H29年度から実施	○ H29年度から実施		活用		
④ 円滑な避難行動のため、道路管理者との連絡体制網の構築	C	H28年度から実施 H29年度から実施	○		○ H29年度から実施			○ H29年度から実施	○ H29年度から実施	○ H29年度から実施	○ H29年度から実施				
■避難情報、警報等をわかりやすく、適切なタイミングで確実に伝達するための取組															
① 住民の避難行動を促すため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報提供や洪水予報等をプッシュ型で情報発信するためのシステム構築	D	H29年度までに実施	○										活用		
② メール・テレビ・ラジオ・サイレン等、多様な手段を用いた避難情報発信体制の強化及び隣居住民同士での連絡体制等の人のネットワークの構築	D	H28年度から実施							○	○	○		活用		
③ わかりやすく、切迫感の伝わりやすい情報となるよう、洪水予報文の改良、気象情報発信時の「危険度色分け」・「警報級の現象」やメッセージ情報等の改善	E	H28年度H29年度までに実施	○ H29年度から実施	○ H29年度から実施									活用		
④ 避難勧告等の発令を判断するための情報や、住民への情報伝達方法及び伝達内容についての町職員向けマニュアルの作成や地域防災計画の見直し	F	H29年度から実施							○	○					
⑤ 訓練を通じ、避難勧告等の発令に着目したタイムラインを改良や多機関が連携したタイムラインの作成	F	H29年度から実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
■水害リスク情報の周知や自助防災意識の啓発															
① 住民が参加した水災害避難訓練、水防災に関する講習会・ワークショップ、小中学生への防災教育、湧別川流域ほか、水害特性を踏まえた広報活動を実施する	G	H28年度から実施 H29年度から実施	○ H28年度から実施	○	○	○	○	○	○ H28年度から実施	○ H28年度から実施	○ H28年度から実施	○ H28年度から実施	参加		
② 要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成	c	H29年度から実施 H30年度から実施			○ H29年度から実施				○	○	○				
③ 要配慮者施設の避難確保計画に基づく避難訓練の実施	d	H31年度から実施							○	○	○		参加		
2. 迅速かつ確実な水防活動のための取組（高速な洪水流による河岸侵食や、氾濫水の流下・拡散を最小限にする）															
<ハード対策>															
■洪水氾濫を未然に防ぐ対策															
① 国管理区間 ・浸透対策（野上左岸地区、中湧別地区）	H	H32年度までに実施 H28年度から実施	○		○ H28年度から実施										
② 北海道管理区間 ・河川整備:河道掘削、堤防整備（生田原川、サナブチ川） ・水防拠点の設置検討（生田原川） ・適切な河道の維持管理（河道掘削、伐木等）															
■監視体制の強化															
① 湧別川のほか中小河川など、水害リスクの高い箇所の状況が把握できるよう、現地観測杭・CCTVカメラの設置等、観測機器の調査検討及び監視体制の強化を図る	I	H28年度から実施 H29年度から実施	○		○ H29年度から実施										
■水防活動の資機材整備															
① 水防資機材の備蓄基地等の配置や、資機材量の検討と新技術を活用した資機材の検討・配備	J	H28年度から実施 H29年度から実施	○		○ H29年度から実施	○	○	○ H29年度から実施	○	○	○ H29年度から実施	○ H29年度から実施			
<ソフト対策>															
■水防活動に必要な情報の共有															
① 迅速な水防活動を支援するため、水防資機材等の保有状況の情報を共有しておくとともに、定期的な資材の状態点検を行う	K	H28年度から実施	○		○	○	○	○	○	○	○	○			
② 毎年、重要水防箇所の見直しを行い、水防団や住民が参加する水害リスクの高い箇所の共同点検を実施するとともに、土地勘や経験の乏しい人員にも分かりやすい巡回マップの作成及び定期的な情報共有を行う	L	引き続き実施 H29年度から実施	○		○ H29年度から実施	○	○ H29年度から実施	○	○	○	○	○ H29年度から実施	参加		
■水防活動体制の強化															
① 関係機関が連携した、高速な洪水流による河岸侵食をシナリオに組み込んだ、水防訓練の実施	L	H29年度から実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
② 水防活動の担い手となる水防団員（消防団員）の募集（リーフレットやHPを通じた広報活動）や水防協力団体の募集・指定の促進	M	H28年度から実施	○		○				○	○	○		参加		
3. 効率的・効果的な排水活動のための取組（救助活動や支援受け入れの円滑化に資する道路途絶の早期復旧や社会経済活動の早期復旧）															
<ハード対策>															
■排水活動の資機材整備															
① 排水ポンプ車等、排水活動に必要な資機材の整備検討	N	H28年度から実施	○					○							
② 排水活動を行うスペースの整備検討	N	H28年度から実施	○		○										
<ソフト対策>															
■排水活動体制の強化															
① 既設排水系統を関係機関と共にし、資機材搬入経路と想定排水箇所の設定を行い排水ポンプ車等を活用した排水計画の作成	O	H29年度から実施	○		○			○		○	○				
② 排水ポンプ車等による排水訓練の実施	P	引き続き実施 H29年度から実施	○		○ H29年度から実施					○ H29年度から実施	○ H29年度から実施	○ H29年度から実施			

○概ね5年で実施する取組

別紙2-2

項目、事項、内容	課題の対応	網走開発建設部		網走地方気象台		オホーツク総合振興局		陸上自衛隊 第25普通科連隊		北海道警察北見方面本部		湧別町		遠軽町		遠軽地区広域組合消防本部		北海道電力（株） 旭川水力センター			
		取組内容	時期	業務内容	時期	取組内容	時期	取組内容	時期	取組内容	時期	取組内容	時期	取組内容	時期	取組内容	時期	取組内容	時期		
1. 迅速かつ確実な避難行動のための取組（高速な洪水流による家屋倒壊や、氾濫水が流下・拡散しやすい地形による広範囲の浸水から人的被害を防ぐ）																					
<ハード対策>																					
■危機管理型ハード対策（避難時間を稼ぐため、越水等が発生した場合でも堤防決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策）																					
① 国管理区間 ・堤防天端の保護（湧別左岸地区、遠軽右岸地区）	A	天端舗装や法尻補強等の施設整備	H32年度までに実施																		
② 北海道管理区間 ・堤防天端の保護箇所の検討と実施	A					・対策が必要となる区間を検討・整備	H28年度から実施														
■防災活動のためのハードの整備及び有効活用の取組																					
① 防災拠点施設の強化 ・防災行政無線の整備及び更新 ・防災拠点施設における自家発電機等の改良検討及び防災拠点代替施設検討	a											・防災行政無線の更新（デジタル化 H34年11月末まで） ・防災拠点施設における自家発電機等の改良検討	H29年度から実施	・防災無線の整備 ・防災拠点施設の代替施設の検討	H29年度から実施						
<ソフト対策>																					
■洪水に対してリスクの高い箇所と、避難場所・避難経路の把握																					
① 想定最大規模の降雨による浸水想定区域、家屋倒壊等氾濫想定区域、破堤点別洪水浸水想定区域図（浸水ナビ）の公表	B,b	浸水ナビの公表	H28年度			・生田原川の洪水浸水想定区域図作成・周知を行う	H30年度までに実施														
② 想定最大規模の降雨による浸水想定区域に基づいた避難所や避難経路の設定	B											・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域に基づく避難場所や避難経路の設定し、防災計画等への反映	H29年度から実施	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域に基づく避難場所や避難経路の設定し、防災計画等への反映	H29年度から実施						
③ 想定最大規模の降雨による浸水想定区域に基づいた、ハザードマップの作成、まるごとまちごとハザードマップ（街の中に想定浸水区域や浸水深・避難所・避難経路等を看板等で示す）の検討（支援含む）	B	・自治体のハザードマップ作成の協力・支援を行う	H29年度から実施	・自治体のハザードマップ作成の協力・支援を行う	H29年度から実施	・自治体のハザードマップ作成の協力・支援を行う	H29年度から実施					・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図を作成された段階で作成 ・まるごとまちごとハザードマップの設置について検討	H29年度から実施	・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図を作成された段階で作成 ・まるごとまちごとハザードマップの設置について検討	H29年度から実施	・自治体のハザードマップ整備の協力・支援を行う	H28年度から実施				
④ 円滑な避難行動のため、道路管理者との連絡体制網の構築	C	・道路情報を入手するため、道路管理者との連携を図る	H28年度から実施			・道路情報を入手するため、道路管理者との連携を図る	H28年度から実施	・道路情報を入手するため、道路管理者との連携を図る	H29年度から実施	・道路情報を入手するため、道路管理者との連携を図る	H29年度から実施	・道路情報を入手するため、道路管理者との連携を図る	H28年度から実施	・道路情報を入手するため、道路管理者との連携を図る	H28年度から実施						
■避難情報、警報等をわかりやすく、適切なタイミングで確実に伝達するための取組																					
① 住民の避難行動を促すため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報提供や洪水予報等をプッシュ型で情報発信するためのシステム構築	D	・スマートフォン等を活用したリアルタイム情報提供を実施 ・洪水予報等をフットシュー型で情報発信するためのシステム構築	H29年度までに実施																		
② メール・テレビ・ラジオ・サイレン等、多様な手段を用いた避難情報発信体制の強化及び近隣住民同士での連絡体制等の人的ネットワークの構築	D											・自主防災組織の強化、育成支援 ・多様な情報伝達手段の導入検討	H28年度から実施	・必要に応じて現状の連絡体制を強化・改良 ・自主防災組織の結成促進を図る	H28年度から実施	・必要に応じて現状の連絡体制を強化・改良	H28年度から実施				
③ わかりやすく、切迫感の伝わりやすい情報となるよう、洪水予報文の改良、気象情報発信時の「危険度色分け」・「警報級の現象」やメッシュ情報等の改善	E	・洪水予報伝文の改良済み	—	・気象情報の改善	H29年度までに実施																
④ 避難勧告等の発令を判断するための情報や、住民への情報伝達方法及び伝達内容についての町職員向けマニュアルの作成や地域防災計画の見直し	F											・水害に関する町職員向けの避難勧告等の判断、伝達マニュアルの策定 ・地域防災計画の見直し	H29年度から実施	・地域防災計画の見直し	H29年度から実施						
⑤ 訓練を通じ、避難勧告等の発令に着目したタイムラインを改良や多機関が連携したタイムラインの作成	F	・避難勧告等の発令に着目したタイムラインの精度向上を検討	H29年度から実施	・必要な防災気象情報等の提供 ・避難勧告等の発令に着目したタイムラインの精度向上に参画	H29年度から実施	・避難勧告等の発令に着目したタイムラインの精度向上に参画	H29年度から実施	・避難勧告等の発令に着目したタイムラインの精度向上に参画	H29年度から実施	・避難勧告等の発令に着目したタイムラインの精度向上に参画	H29年度から実施	・避難勧告等の発令に着目したタイムラインの精度向上を検討	H29年度から実施	・避難勧告等の発令に着目したタイムラインの精度向上に参画	H29年度から実施	・避難勧告等の発令に着目したタイムラインの精度向上に参画	H29年度から実施				
■水害リスク情報の周知や自助防災意識の啓発																					
① 住民が参加した水害避難訓練、水防災に関する講習会・ワークショップ、小中学生への防災教育、湧別川流域ほか、水害特性を踏まえた広報活動を実施する	G	・避難訓練の実施 ・自治体等が開催する水害避難訓練や防災教育等への支援・参画	H29年度から実施	・避難訓練への参画 ・自治体等が開催する水害避難訓練や防災教育等への支援・参画	H29年度から実施	・避難訓練への参画 ・自治体等が開催する水害避難訓練や防災教育等への支援・参画	H29年度から実施	・避難訓練への参画 ・自治体等が開催する水害避難訓練や防災教育等への支援・参画	H29年度から実施	・避難訓練への参画 ・自治体等が開催する水害避難訓練や防災教育等への支援・参画	H29年度から実施	・水害を想定した避難訓練や防災教育、講習会等の実施 ・水防災に関する啓発記事の広報紙やホームページ掲載及びパンフレット等の作成、配布	H29年度から実施	・水害を想定した避難訓練の実施。 ・自治防災組織等、各種団体の会合や講習会等の機会を活用し、出前講座の実施	H29年度から実施	・避難訓練への参画 ・自治体等が開催する水害避難訓練や防災教育等への支援・参画	H29年度から実施	・避難訓練への参画 ・自治体等が開催する水害避難訓練や防災教育等への支援・参画	H29年度から実施		
② 要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成	C					・要配慮者施設情報の基礎資料整理	H29年度から実施					・町ハザードマップに基づき、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設について、町地域防災計画へ登載し、避難確保計画等の機会について助言・指導	H30年度から実施	・要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成時の助言 ・要配慮者利用施設が作成する消防計画書の項目「自然災害」（風水害、土砂災害）中での作成について助言・指導	H30年度から実施	・要配慮者利用施設の作成状況について、構成町との情報共有	H30年度から実施				
③ 要配慮者施設の避難確保計画に基づく避難訓練の実施	d											・要配慮者利用施設に係る避難確保計画に基づく避難訓練への協力・立案・実施について協力・支援	H31年度から実施	・要配慮者利用施設に係る避難確保計画に基づく避難訓練実施時の助言 ・火災に関する避難訓練との連携	H31年度から実施	・避難確保計画に基づく避難訓練への協力・立案・実施について協力・支援	H31年度から実施				

○概ね5年で実施する取組

別紙2-2

項目、事項、内容	課題の対応	網走開発建設部		網走地方気象台		オホーツク総合振興局		陸上自衛隊 第25普通科連隊		北海道警察北見方面本部		湧別町		遠軽町		遠軽地区広域組合消防本部		北海道電力（株） 旭川水力センター	
		取組内容	時期	業務内容	時期	取組内容	時期	取組内容	時期	取組内容	時期	取組内容	時期	取組内容	時期	取組内容	時期	取組内容	時期
2. 迅速かつ確実な水防活動のための取組（高速な洪水流による河岸侵食や、氾濫水の流下・拡散を最小限にする）																			
<ハード対策>																			
■洪水氾濫を未然に防ぐ対策																			
① 国管理区間 ・浸透対策（野上左岸地区、中湧別地区）	H	・浸透対策を実施	H32年度までに実施			・対策が必要となる区間を検討し整備を進める	H28年度から実施												
② 北海道管理区間 ・河川整備:河道掘削、堤防整備（生田原川、サナブチ川） ・水防拠点の設置検討（生田原川） ・適切な河道の維持管理（河道掘削、伐木等）																			
■監視体制の強化																			
① 湧別川のほか中小河川など、水害リスクの高い箇所の状況が把握できるよう、現地観測杭・CCTVカメラの設置等、観測機器の調査検討及び監視体制の強化を図る	I	・状況を正確に把握するための検討を行い、必要となる機器及び伝達系統の整備	H28年度から実施			・水害リスクの高い箇所の把握と必要な観測機器等の調査検討を進める	H29年度から実施												
■水防活動の資機材整備																			
① 水防資機材の備蓄基地等の配置や、資機材量の検討と新技術を活用した資機材の検討・配備	J	・必要な量・地域を検討し、水防資機材の整備を進める	H28年度から実施			・必要に応じた水防資機材の充実を図る	H29年度から実施	・必要に応じた水防資機材の充実を図る	H28年度から実施	・必要に応じた水防資機材の充実を図る	H29年度から実施	・必要に応じた水防資機材の充実を図る	H29年度から実施	・必要に応じた水防資機材の充実を図る	H29年度から実施	・必要に応じた水防資機材の充実を図る	H29年度から実施		
<ソフト対策>																			
■水防活動に必要な情報の共有																			
① 迅速な水防活動を支援するため、水防資機材等の保有状況の情報を共有しておくとともに、定期的な資材の状態点検を行う	K	・水防資機材等の保有状況の情報共有と補充の検討	H28年度から実施			・水防資機材等の保有状況の情報共有と補充の検討	H28年度から実施	・水防資機材等の保有状況の情報共有と補充の検討	H28年度から実施	・水防資機材等の保有状況の情報共有と補充の検討	H28年度から実施	・水防資機材等の保有状況の情報共有と補充の検討	H28年度から実施	・水防団等関係機関と共有し、補充を検討	H28年度から実施	・水防資機材等の保有状況の情報共有と補充の検討	H28年度から実施		
② 毎年、重要水防箇所の見直しを行い、水防団や住民が参加する水害リスクの高い箇所の共同点検を実施するとともに、土地勘や経験の乏しい人員にも分かりやすい巡視マップの作成及び定期的な情報共有を行う	L	・毎年出水期前を基本に重要水防箇所等の共同点検を行う ・整備状況等を確認し、毎年重要水防箇所の見直しを行う ・巡視マップの作成と定期的に情報共有を行う	引き続き実施			・共同点検に参加する	H29年度から実施	・共同点検に参加する	H29年度から実施	・独自に危険箇所リストを作成し、水防団等関係機関と共にバトル強化を図る ・共同点検に参加する ・出水期前に道区間の共同点検に参加	引き続き実施	・共同点検に参加する ・出水期前に道区間の共同点検に参加	引き続き実施	・共同点検に参加する ・共同点検に参加する	引き続き実施	・共同点検に参加する ・共同点検に参加する	H29年度から実施		
■水防活動体制の強化																			
① 関係機関が連携した、高速な洪水流による河岸侵食をシナリオに組み込んだ、水防訓練の実施	L	・関係機関と調整し、水防訓練の実施または参加をする	H29年度から実施	水防訓練に参加する	H29年度から実施	・関係機関と調整し、水防訓練の実施または参加をする	H29年度から実施	・水防訓練に参加する	H29年度から実施	・水防訓練に参加する	H29年度から実施	・水防訓練に参加する	H29年度から実施	・水防訓練に参加する	H29年度から実施	・水防訓練に参加する	H29年度から実施		
② 水防活動の担い手となる水防団員（消防団員）の募集（リーフレットやHPを通じた広報活動）や水防協力団体の募集・指定の促進	M	・消防団員や水防協力団体の充実のため、自治体等と共同する	H28年度から実施			・消防団員や水防協力団体の充実のため、自治体等と共同する	H28年度から実施					・消防団員募集に係る広報、ポスター掲示やパンフレット配布 ・町新入職員の積極的な入団促進	引き続き実施	・消防団員や水防協力団体の充実のため、自治体等と共同する	H28年度から実施	・消防団員や水防協力団体の募集・指定の促進（郵便局職員等の参加を促す）	H28年度から実施		
3. 効率的・効果的な排水活動のための取組（救助活動や支援受け入れの円滑化に資する道路途絶の早期復旧や社会経済活動の早期復旧）																			
<ハード対策>																			
■排水活動の資機材整備																			
① 排水ポンプ車等、排水活動に必要な資機材の整備検討	N	必要な排水資機材の検討・整備を進める	H28年度から実施			必要な排水資機材の検討・整備を進める	H28年度から実施			必要な排水資機材の検討・整備を進める	H28年度から実施	必要な排水資機材の検討・整備を進める	H28年度から実施	必要な排水資機材の検討・整備を進める	H28年度から実施	必要な排水資機材の検討・整備を進める	H28年度から実施		
② 排水活動を行うスペースの整備検討	N	必要に応じて排水活動に必要なスペースを整備する	H28年度から実施			必要に応じて排水活動に必要なスペースを整備する	H28年度から実施												
<ソフト対策>																			
■排水活動の体制強化																			
① 既設排水系統を関係機関と共に共有し、資機材搬入経路と想定排水箇所の設定を行い排水ポンプ車等を活用した排水計画の作成	O	関係機関と共同して、排水計画を作成する	H29年度から実施			関係機関と共同して、排水計画を作成する	H29年度から実施			関係機関と共同して、排水計画を作成する	H29年度から実施	関係機関と共同して、排水計画を作成する	H29年度から実施	排水計画の作成に協働する	H29年度から実施				
② 排水ポンプ車等による排水訓練の実施	P	関係機関と連携して、排水訓練を実施する	引き続き実施			関係機関と調整し、排水訓練に参加する	H29年度から実施			関係機関と調整し、排水訓練に参加する	H29年度から実施	・関係機関と調整し、排水訓練に参加する ・防災訓練における、町保有の排水ポンプ車の設置訓練を実施	H29年度から実施	関係機関と調整し、排水訓練に参加する	引き続き実施				